

## 技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和6年7月25日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 物価高に負けていけない！おかやま県産品販売促進事業に係る各種広報業務
- (2) 業務内容 別紙業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 契約限度額 3,798,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）
- (5) 履行場所 岡山県産業労働部マーケティング推進室の指定する場所

### 2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作、小分類5広告・広報」であり、格付区分がA又はBであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 3 委託契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県産業労働部マーケティング推進室  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
TEL 086-226-7365 FAX 086-226-7841

## 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

## 5 技術提案参加手続等

### (1) 業務委託仕様書の配布期間及び場所

①配布期間 令和6年7月25日(木)から同年8月5日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

②配布場所 上記3の場所に同じ。

なお、岡山県産業労働部マーケティング推進室ホームページ  
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/320/>  
からダウンロードすることもできる。

### (2) 技術提案への参加申請に必要な書類、提出期間、場所及び方法

①提出書類 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)

②提出期間 令和6年7月25日(木)から同年8月5日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

③提出場所 上記3の場所に同じ。

④提出方法 持参又は郵送(書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。)

### (3) 技術提案参加資格要件の審査

#### ①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

#### ②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和6年8月13日(火)までに、下記(4)③の宛先にFAXにより、説明を求める書面を提出することができる。

### (4) 仕様書に対する質問の受付

①受付期間 令和6年7月25日(木)から同年8月5日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

②方法 「仕様書に対する質問・回答書」(様式第2号)によりFAXすること。

③宛先 岡山県産業労働部マーケティング推進室 FAX 086-226-7841

④回答方法 岡山県産業労働部マーケティング推進室のホームページに回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係ないもの及び質問者に固有のもの並びにその他回答すること若しくは前記の回答方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない又は回答方法を変更する場合がある。

⑤その他 技術提案実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 6 技術提案書の提出等

- (1) 提出期限 令和6年8月19日(月)午後5時までに必着
- (2) 提出場所 上記3の場所に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送(FAXその他の方法による提出は認めない。)
- (4) 提出書類
  - ①物価高に負けていけない!おかやま県産品販売促進事業に係る各種広報業務に関する技術提案書(様式第3号)
  - ②説明資料(任意様式)
    - ・A4サイズで提出すること。
  - ③見積書
    - ・本業務に係る経費の見積及び内訳を具体的に示すこと。
- (5) 提出部数 5部(正本1部、副本4部)

## 7 契約候補者の選定等

- (1) 審査方法 複数の委員で構成する選定委員会において、別に定める選定基準により、技術提案書等の提出書類を総合的に審査し、契約候補者を選定する。
- (2) 審査結果の通知 審査後、提案参加者全員に書面により通知する。

## 8 契約の締結

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。委託候補者の選定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。
- (3) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

## 9 その他

- (1) 提出期限までに技術提案参加資格確認申請書の提出がない場合は、参加意思のない者として取り扱う。
- (2) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類の修正は認めない。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3に同じ。
- (6) 本公告のホームページ掲載期限は、令和6年8月5日(月)午後5時までとする。